

東日本大震災復興関連事業チェックシート (国土交通省)
(平成23年度第3次補正予算)

事業名	災害公営住宅供給推進事業		担当部局庁	住宅局	作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	住宅総合整備課	課長 伊藤 明子		
会計区分	一般会計		施策名	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災によって住宅を失い、応急仮設住宅等での仮住まいを強いられている被災者の方々に対して、速やかに低廉な家賃の災害公営住宅を供給することにより、その居住の安定確保を図ることを目指す。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東日本大震災の被災地において、地方公共団体による円滑かつ効率的な災害公営住宅の供給を支援するため、国が、地方公共団体と連携し、地域の建築士や住宅生産者の団体、住宅団体等からの協力も得つつ、地域特性等を踏まえた住宅の供給手法等について調査検討を行うとともに、その成果の普及を図る。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
23年度予算額 (単位：百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計		
	0	0	0	278	278		
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値 23年度 (27年度)	活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標	単位	23年度活動見込
	最低居住面積水準未達率	%	概ね0		本支出は、「調査経費」であり、活動指標(アウトプット)を定めて実施するという性質のものではない。		()
単位当たりコスト	(円/)			算出根拠	調査件数が未確定のため、単位当たりコスト(1件当たり)を算出することはできない。		
事業所管部局による点検							
項目				内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				「東日本大震災からの復興の基本方針」5(1)④(iii)に示されている自力での住宅再建・取得が困難な被災者に対して低廉な家賃の災害公営住宅の供給を促進するための事業である。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				多くの被災者の方々が応急仮設住宅等で仮住まいを強いられている中で、速やかに災害公営住宅を供給することは緊急の課題であり、地方公共団体による円滑かつ効率的な供給を支援するための本事業は、被災地のニーズにも応えるものであり、優先度が高い事業である。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				本事業は、国が中心となって、地方公共団体等と連携しつつ、地域特性等を踏まえ、被災地において汎用性のある災害公営住宅の供給手法等の調査検討を行い、その成果として、災害公営住宅整備の方針や標準的な設計等を関係公共団体において共有するものであることから、今後、被災地の地方公共団体が、短期間で大量の災害公営住宅を供給する上で、その円滑かつ効率的な供給に寄与するものである。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				本事業は、国が地方公共団体等と連携して、地域特性等を踏まえた災害公営住宅の供給手法等の調査検討を行い、その整備の方針や標準的な設計等を関係公共団体において共有し、多様な選択肢を提供するものであることから、短期間で大量の災害公営住宅を供給する上で、事業主体ごとに調査検討を行う場合に比べ、準備期間の短縮や費用の低減も期待でき、その円滑かつ効率的な供給に寄与するものである。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				本事業は、国が中心となって、地方公共団体と連携しつつ、また、地域の建築士や住宅生産者の団体、住宅団体等からの協力も得ながら、地域特性等を踏まえた災害公営住宅の供給手法等について調査検討を行うとともに、その普及を図るものであり、災害公営住宅の供給に關係する者が役割分担をしつつ、総力をあげて、円滑な災害公営住宅の供給の促進に取り組むものである。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				本事業は、被災地の地方公共団体による円滑かつ効率的な災害公営住宅の供給を支援するためのものであり、また、事業主体となる地方公共団体と連携しつつ、地域特性等を踏まえた住宅の供給手法等について調査検討を行うものであることから、被災地における災害公営住宅整備事業等と整合的であり、かつ、計画的に実施されるものである。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				本事業は、国が行うものであり、迅速な着手が可能となるよう現在準備を進めているところ。また、事業の執行に当たっては国が主導的な立場で、地方公共団体と連携しつつ、建築士や住宅生産者等の団体、地域の住民団体等の協力を得て、迅速な執行を図ることとしている。さらに、国が事業を行うに当たっては、委託先の選定等において公募等所要の手続きを経ることとしており、事業の執行に当たり透明性等を適切に確保することとしている。			

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × × (円/))」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。